平成２６年（フ）第１０５号
山口県下松市潮音町５丁目２番５号　レオパレスシャルマンⅠ－106号
債務者　静間　博充
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市潤野272番地１
債務者　松下　眞輔
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８８号
佐賀県唐津市千々賀705番地１、住民票上の住所宮崎県都城市早水町６号７番地２
債務者　太田　一美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目45番１号　フローレス勇貴１－Ｍ号
債務者　永吉　政秀
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字石生９番地１　石生住宅１－34号
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１１１号
福島県郡山市大槻町字桜木29番地の２　レオパレスラポール２－203号、前住所兵庫県明石市相生町２丁目10番17号　プレステージ明石相生町304号
債務者　藤林　　淳
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
福島県郡山市富田町字舘南61番地の23
債務者　渡邉恵美子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７２８号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目２番地３棟403号、従前の住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地３棟1015号
債務者　紀之内美由紀
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６５号
神戸市灘区城内通５丁目６番８号　光栄ビル501、従前の住所神戸市中央区二宮町４丁目９番13号　田丸文化１号室
債務者　小林　誠道
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５１号
神戸市北区有野町有野1242番地の５
債務者　和氣みさお
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６７号
神戸市中央区日暮通６丁目１番29号　オオギビル402号
債務者　柳沼　正一
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７１号
神戸市灘区浜田町３丁目２番21号
債務者　松居　茂樹
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５５号
奈良県大和郡山市小林町395番地41
債務者　福田　優子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３２２号
沖縄県島尻郡南風原町字宮城420番地３
債務者　仲里　幸眞
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８３号
福島県伊達市伏黒字沖屋敷11番地
債務者　小林　キン
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１１９４号
埼玉県川口市在家町５番18号　ラ・グランドールＢ101号
債務者　柳沢　興一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６９号
愛知県東海市加木屋町大清水117番地　ファミールＫ１－103号
債務者　吉村　秀明
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部